

すみよしクリニックデイサービスセンター介護保険利用料金表

この基本料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬額により決められ、ご利用者はその額に対する一部負担をお支払いただくことになります。
現在の基本料金は以下のようになっております。

令和 8 年 6 月より

項目			単位数	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方	チェック欄
			1 日あたり (単位)	金額 1 日あたり 目安(円)	金額 1 日あたり 目安(円)	金額 1 日あたり 目安(円)	
基本料金 (一部負担額)	介護度別 利用料	要支援1	861	890	1,779	2,669	☐
		要支援2	961	993	1,986	2,979	☐
		要介護1	994	1,027	2,054	3,081	☐
		要介護2	1,102	1,139	2,277	3,415	☐
		要介護3	1,210	1,250	2,500	3,750	☐
		要介護4	1,319	1,363	2,725	4,088	☐
		要介護5	1,427	1,474	2,948	4,422	☐
各種加算 (一部負担額)	入浴介助加算(Ⅰ)		40	42	83	124	☐
	入浴介助加算(Ⅱ)		55	57	114	171	☐
	個別機能訓練加算(Ⅰ)		27	28	56	84	☐
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		20	21	42	62	☐
	若年性認知症利用者受入加算		60	62	124	186	☐
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22	23	46	69	☐
	科学的介護推進体制加算(月)		40(月)	42(月)	83(月)	124(月)	☐
	令和8年6月～ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)		所定単位数 × 23.6%	左記単位数 × 10.33 の 1 割	左記単位数 × 10.33 の 2 割	左記単位数 × 10.33 の 3 割	☐

※地域区分により、1 単位あたり 10.33 円の算定となります。1 日あたりの目安額については、利用回数などにより変動がございますので、ご了承ください。

加算について

・入浴介助加算(Ⅰ)とは、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

・入浴介助加算(Ⅱ)とは、(入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて)

① 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評

価を行うことのできる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。))が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。その際当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉表具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。

- ② 当該事業所の機能訓練指導員が共同して、医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を(介護予防)認知症対応型通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ③ 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴計画をいう。)又は、利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)にて、入浴介助を行うこと。

・個別機能訓練加算(Ⅰ)とは、

- ① 指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(以下「理学療法士等」)を1名以上配置していること。
- ② 機能訓練指導員、看護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・個別機能訓練加算(Ⅱ)とは、

- ① 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。

※①、②は併算定可。

・若年性利用者受入加算とは、若年性認知症の利用者様を受け入れ、個別に担当スタッフを定めた上で、担当スタッフを中心に利用者様の特性やその家族のニーズに応じたサービスを行なったと評価された場合に算定することができる加算です。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とは、介護職員の総数のうち介護福祉士の総数の割合が70%以上、もしくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であることが算定要件になっています。

・科学的介護推進体制加算とは、

- ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。

- ② 必要に応じてサービスの計画を見直す等、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために、必要な情報を活用していること。
- 上記のいずれの要件も満たすこと。

令和8年6月～

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）とは、以下の要件を全て満たしていること

キャリアパス要件

- ・経験や資格に応じた賃金体系や昇給ルールが明文化されていること
- ・職位や職責に応じた役割分担が整備されていること
- ・能力評価やキャリアアップの仕組みを職員に周知していること

職場環境等要件

- ・働きやすさ向上のために、国が示す複数の取組項目から一定数以上を実施していること
- ・例として、腰痛対策、ICT 導入、会議・記録の効率化、研修機会の充実など